

令和3年度釧路公立大学法人化準備支援業務委託 公募型プロポーザル実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、釧路公立大学事務組合が発注する令和3年度釧路公立大学法人化準備支援業務委託（以下「支援業務委託」という。）の契約に際し、公募した者の中から当該支援業務委託の目的及び内容に最も適した者（以下「最良提案者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定（以下「プロポーザル」という。）し、随意契約を行うことについて、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてプロポーザルとは、支援業務委託における最良提案者を選定するために、事業者等の参加意欲を促し、技術適性を的確に把握するため、あらかじめ支援業務委託の概要及び参加資格等を告示し、参加表明書による参加資格の審査を行い、企画提案書の提出を要請する事業者等（以下「参加要請者」という。）を選定した後に、参加要請者等から企画提案書の提出を要請し、かつ原則としてプレゼンテーションを実施した上で、その企画提案内容の審査及び評価を行い、この支援業務委託に係る最良提案者を選定する手続きをいう。

(選定委員会の設置)

第3条 管理者は、プロポーザルにより最良提案者を選定するため、「令和3年度釧路公立大学法人化準備支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会の設置に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(公募の告示)

第4条 管理者は、プロポーザルに参加するための必要な資格や条件、業務内容その他必要な事項について、告示その他の方法により周知するものとする。

(参加資格及び条件)

第5条 参加を希望する者は、次に掲げる要件にすべて該当しなければならない。

- (1) 釧路市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 北海道内に本社、又は支店、営業所（法人登記していること）があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 公告の日から契約締結の日までにおいて、釧路市競争入札参加者の排除及び資格の消滅、並びに指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度、釧路市の入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがされなかった者とみなす。
- (6) 公立大学に関する地方独立行政法人化支援業務の実績を有する者であること。
- (7) 釧路市暴力団排除条例第2条に規定する者でないこと。

(参加申請)

第6条 前条に該当するもので、プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書その他別に定める提出書類（以下「参加表明書等」という。）を管理者に提出しなければならない。

（参加希望者の要件の審査及び参加要請者の選定）

第7条 管理者は、参加表明書等の提出があった者（以下「プロポーザル参加者」という。）のうちから、第5条各号に規定する要件に基づき、参加要請者等の選定を行うものとする。

(選定結果の通知)

第8条 管理者は、前条の選定を行ったときは、プロポーザル参加者に対し、その結果を書面により通知するものとする。なお、参加要請者に選定されなかった者に対しては、その理由（非選定理由）を付するものとする。

(企画提案書の提出要請)

第9条 参加要請者に選定された者は、企画提案書等を管理者が定める日までに管理者に提出するものとする。

(最良提案者の選定)

第10条 管理者は、最良提案者の選定を行うために、選定委員会に意見を求めるものとする。

2 選定委員会は、管理者から前項の意見を求められたときは、別に定める評価基準に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションにより参加要請者の評価を行い、その結果を管理者に報告するものとする。

3 管理者は、前項の報告に基づき、最良提案者を選定する。

4 管理者は、前項の選定を行ったときは、参加要請者に対し、その結果を書面により通知するものとする。なお、最良提案者に選定されなかった者に対しては、その理由（非選定理由）を付するものとする。

(随意契約に係る見積書の徴取)

第11条 管理者は、前条により選定された最良提案者を、この支援業務委託に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とする。

(事務局)

第12条 プロポーザル実施に関する庶務を処理するため、事務局を釧路公立大学事務組合法人化準備室に設置する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルに関して必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

2 この要綱は、支援業務委託に係る契約をもって、その効力を失う。